

○国土交通省告示第 号

建築士法施行規則第十条第一項第六号の国土交通大臣が定める実務を次のように定める。

平成二十年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第一 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号。以下「規則」という。）第十条第一項第六号に規定する国土交通大臣の定める実務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十三条第一項に規定する消防長等の同意に関する実務

二 建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第一項に規定する耐震診断をいう。）に関する実務

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院（以下単に「大学院」という。）の課程（建築物に関するものに限る。）において、建築物の設計又は工事監理に係る実践的な能力を培うことを目的として建築士事務所その他の施設で行う実習（第三項において「実務実習」という。）に係る単位を次の表

の上欄に掲げる単位数修得した者にあつては、当該課程の在学期間のうち 同表下欄に掲げる年数を規則第十条第一項の建築に関する実務の経験とする。

単位数	年数
三十単位以上	二年
十五単位以上三十単位未満	一年

3 実務実習に関連して必要となる科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を前項の単位数のうちに加えることができる。

4 建築士法等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き大学院の課程、学校教育法による大学の専攻科の課程又は同法による高等専門学校専攻科の課程（いずれも建築に関するものに限る。）に在学している者（正規の建築に関する課程又は正規の土木の課程を卒業した者に限る。）であつて、当該課程における研究が建築に関するものであると認められる者の施行日以後の在学期間は、二年を限度として規則第十条第一項に規定する建築に関する実務の経験とする。

附 則

この告示は、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から施行する。